

質問に対する回答について

件名	東北自動車道 栗原 I C 諸設備詳細設計
----	-----------------------

番号	対象ファイル名等	対象ページ	質 問 事 項	回 答
1	①特記仕様書 ②特記仕様書	① 1 1 頁 ② 1 4 ～ 1 5 頁	特記仕様書 別紙-3で施設仕様書4-22-6を準用としている遠隔収受設備設計 監視カメラ設計 制御方式の設計について、①施設仕様書の設計内容の項目、②特記仕様書 別紙-3及び別紙-4の設計項目においてその内容が相違しています。	別紙-4 13遠隔収受設備設計(1)監視カメラの設計(4)制御方式の設計のうち、(1)監視所～制御装置間の制御・監視方式及び項目は、施設仕様書4-22-6「制御方式の設計」を、(2)映像信号の伝送方式及び、(3)制御信号の伝送方式は、施設仕様書4-22-7「伝送方式の設計」をそれぞれ準用してください。
2	①特記仕様書 ②特記仕様書	① 1 1 頁 ② 1 5 頁	遠隔収受設備設計 遠隔遮断機設計 制御・伝送機器の配置の設計について、特記仕様書 別紙-3 設計数量一覧表の備考には「施設仕様書4-22-4 準用」とあり、施設仕様書4-22-4には(2)として「子局内の機器配置及び配線ビット等」と記載されていますが、特記仕様書 別紙-4 設計項目一覧表には記載がありません。	施設仕様書4-22-4 制御・伝送機器の配置の設計 の(2) 子局内の機器配置及び配線ビット等は、設計対象外です。
3	①特記仕様書 ②特記仕様書	① 1 1 頁 ② 1 5 頁	特記仕様書 別紙-3で施設仕様書4-34-6-3を準用としている遠隔収受設備設計 遠隔遮断機設計 各種機器仕様の設計について、①施設仕様書の設計内容の項目、②特記仕様書 別紙-3及び別紙-4の設計項目においてその内容が相違しています。	別紙-4 13遠隔収受設備設計(2)遠隔遮断機の設計(3)各種機器仕様の設計 の「(1)機器選定及び仕様」は、「遠隔遮断機の端末機器」を指します。また、別紙-4 13遠隔収受設備設計(2)遠隔遮断機の設計(3)各種機器仕様の設計 の(1)から(3)までの各項目は、施設仕様書4-34-6-3「各種路側機器の設計」の(1)「機器選定及び仕様」を準用してください。
4	①特記仕様書 ②特記仕様書	① 1 1 頁 ② 1 5 頁	特記仕様書 別紙-3で施設仕様書4-34-6-2を準用としている遠隔収受設備設計 拡声放送設備設計 設置位置の設計について、①施設仕様書の設計内容の項目、②特記仕様書 別紙-3及び別紙-4の設計項目においてその内容が相違しています。	別紙-4 13遠隔収受設備設計(4)拡声放送設備の設計(1)設置位置の設計のうち、(1)拡声放送設備の取付位置及び取付方法及び、(2)拡声放送設備に付属する制御機器等の取付位置及び取付方法は、施設仕様書4-34-6-2「設置位置の設計」を、(3)配線・電源の設計設計は、施設仕様書4-34-6-4「配線・電源の設計」をそれぞれ準用してください。
5	①特記仕様書 ②特記仕様書	① 1 1 頁 ② 1 5 頁	遠隔収受設備設計 拡声放送設備設計 制御・伝送機器の配置の設計について、特記仕様書 別紙-3 設計数量一覧表の備考には「施設仕様書4-22-4 準用」とあり、施設仕様書4-22-4には(2)として「子局内の機器配置及び配線ビット等」と記載されていますが、特記仕様書 別紙-4 設計項目一覧表には記載がありません。	施設仕様書4-22-4 制御・伝送機器の配置の設計 の(2) 子局内の機器配置及び配線ビット等は、設計対象外です。
6	①特記仕様書 ②特記仕様書	① 1 1 頁 ② 1 5 頁	特記仕様書 別紙-3で施設仕様書4-34-6-3を準用としている遠隔収受設備設計 拡声放送設備設計 各種機器仕様の設計について、①施設仕様書の設計内容の項目、②特記仕様書 別紙-3及び別紙-4の設計項目においてその内容が相違しています。	別紙-4 13遠隔収受設備設計(4)拡声放送設備の設計(3)各種機器仕様の設計(1) 監視所に設置する機器仕様の設計(イ)操作盤または操作卓及び(ロ)制御伝送装置には、施設仕様書4-34-6-3「各種路側機器の設計」の(1)「機器選定及び仕様」を準用してください。
7	①特記仕様書	① 1 1 頁	遠隔収受設備設計 ETC設備設計（ログ収集装置）について、施設仕様書には掲載されておらず、特記仕様書 別紙-3 設計数量一覧表の備考に準用する施設仕様書の項番が記載されていません。 準用する施設仕様書の項番をご教示下さい。	「別紙-3 設計：遠隔収受設備設計 細目：ETC設備設計（ログ収集装置）」は、施設仕様書4-34-2「路側無線装置の設計」を準用してください。

8	①特記仕様書 ②特記仕様書	① 1 1 頁 ② 1 5 頁	遠隔収受設備設計 双方向インターホン設計 制御・伝送機器の配置の設計について、特記仕様書 別紙-3 設計数量一覧表の備考には「施設仕様書4-22-4 準用」とあり、施設仕様書4-22-4には(2)として「子局内の機器配置及び配線ピット等」と記載されていますが、特記仕様書 別紙-4 設計項目一覧表には記載がありません。 施設仕様書4-22-4(2)は本設計の対象外でしょうか。	施設仕様書4-22-4 制御・伝送機器の配置の設計 の(2) 子局内の機器配置及び配線ピット等は、設計対象外です。
9	特記仕様書	11頁	設計：遠隔収受設備設計 細目：ETC設備設計（ログ収集装置）に記載がございます、名称「設置位置の設計」「各種機器仕様の設計」「配線・電源の設計」の施設仕様書準用箇所をお示しいただけますでしょうか。	「別紙-3 設計：遠隔収受設備設計 細目：ETC設備設計（ログ収集装置）」は、施設仕様書4-34-2「路側無線装置の設計」を準用してください。